

○草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第227号

改正 平成30年4月1日告示第276号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、草加市産業新成長戦略に定める「創業支援の推進による都市型産業の育成と雇用創出」につながる新たな創業をする者に対し、創業資金を調達するために使用した融資制度（以下「融資制度」という。）の利子に対する補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる融資制度)

第2条 補助の対象となる融資制度は、次に掲げる融資制度で、市内において新たに事業を起こすために借り入れたものとする。

- (1) 日本政策金融公庫創業関連融資制度
- (2) 前号の融資制度と協調して実行される他の金融機関の創業関連融資制度
- (3) その他創業を対象とした融資制度で、市長が認めるもの

(平30告示276・一部改正)

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市長から草加市産業新成長戦略支援融資制度推薦書（次条において「推薦書」という。）の交付を受けた者とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税その他の税の滞納があるとき。
- (2) 草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第2号又は第3号の規定に該当するとき。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業その他公序良俗を害する恐れのある事業を行うとき。
- (4) その他市長が適切でないとする事業を行うとき。

(推薦書)

第4条 推薦書の交付については、市長が別に定める。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、毎年1月1日から12月31日まで（平成29年度にあっては、平成29年4月1日から同年12月31日まで）の間に、対象となる融資制度による融資に対して支払った約定利子（延滞利子を除く。以下「約定利子」という。）の合計額の2分の1以内の額とし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、約定利子を支払った最初の日の属する月から60月以内とする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、毎年1月31日までに草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付を要する書類（第3号の契約書の写しにあっては、変更がない場合につき初年度に限る。）は、次のとおりとする。

- (1) 約定利子支払額証明書（金融機関所定のもの）
- (2) 草加市産業新成長戦略支援融資借入調書（第2号様式）
- (3) 第2条の融資制度の利用に係る契約書の写し
- (4) 納税証明書（直近のもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知等)

第8条 規則第8条の規定による通知は、草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金交付決定・否決定通知書（第3号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第9条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消通知)

第10条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金交付決定取消通知書（第5号様式）によるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前項の規定により、補助金の返還を決定したときは、草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金返還命令書（第6号様式）により、当該返還をすべき者に対して命ずるものとする。

(補助金の見直し)

第12条 この補助金は、平成31年度までに見直しを行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に受ける融資から適用する。

附 則（平成30年告示第276号）

この要綱は、公布の日から施行し、同日以後に受ける融資から適用する。

第1号様式（第7条関係）

草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金申請書

年 月 日

草加市長

宛て

所在地  
事業所名  
申請者 代表者氏名  
電話・FAX

印

次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 約定利子支払額証明書（金融機関所定のもの）
- (2) 草加市産業新成長戦略支援融資借入調書（第2号様式）
- (3) 第2条の融資制度に係る契約書の写し
- (4) 納税証明書（直近のもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

備考 (3)にあつては、変更がない場合につき初年度に限ります。

第2号様式（第7条関係）

草加市産業新成長戦略支援融資借入調書

事業所・屋号（商号）																
代表者氏名																
事業所所在地																
創業年月日	年 月 日															
借入金額・利率	円 年 %															
借入期間	年 月 日から 年 月 日まで															
事業に開始に要した資金（※初年度のみ記載してください。） <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>自己資金</td> <td>_____</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>融 資 額</td> <td>_____</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>_____</td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>( 詳細 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>_____</td> <td>万円</td> </tr> </table>		自己資金	_____	万円	融 資 額	_____	万円	そ の 他	_____	万円		( 詳細 )		合 計	_____	万円
自己資金	_____	万円														
融 資 額	_____	万円														
そ の 他	_____	万円														
	( 詳細 )															
合 計	_____	万円														
取扱商品・サービスの内容	その他 (創業計画との変更等がありましたら、記載してください。)															
① (売り上げシェア %)																
② (売り上げシェア %)																
③ (売り上げシェア %)																

第3号様式（第8条関係）

文書番号  
年 月 日

様

草加市長



草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金交付決定・否決定通知書

年 月 日付で申請のあった草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金について、次のとおり決定・否決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 否決定の理由

3 条件

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出てください。
  - ア 会社が解散し、又は事業を廃止したとき。
  - イ 第2条に定める融資制度の利用を止めたとき。
- (2) 補助事業に関する書類等の整備を行ってください。必要がある場合は報告を求め、調査させていただくことがあります。

第4号様式（第9条関係）

草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金交付請求書

年 月 日

草加市長 宛て

所在地  
事業所名  
代表者氏名 ㊟  
電話・FAX

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額（精算払） 円

2 振込先

払込先金融機関	口座番号	口座名義人名をフリガナで記入してください。
銀行	普通・当座	
信用金庫	番号	
支店		

（注） 申請者と口座名義人が違う場合は、振り込みできません。

第5号様式（第10条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

草加市長



草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金交付決定取消通知書

次の理由により、草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金の決定を取り消しましたので、通知します。

1 取消しの理由

2 取消しの内容

第6号様式（第11条関係）

文書番号  
年 月 日

様

草加市長



草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した草加市産業新成長戦略支援融資制度補助金について、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日
理 由	
返 還 方 法	

第1号様式（第7条関係）

第2号様式（第7条関係）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第9条関係）

第5号様式（第10条関係）

第6号様式（第11条関係）